

ルソーの平等思想について

——「一般意志」論理解の一つの試み——

小 澤 亘

われら、協約の平等なる法を告げん
——『社会契約論』巻頭の言葉——

一 問題の所在

農民の虐げられた生活の観察や、ルソー自身に向けられた権力者の不正な行為の経験が、彼の政治的諸著作を生んだ原体験となったことは、『告白』の叙述から既に良く知られた事実である。このことから、『平等』の問題がルソーの問題意識の深層に位置していることがおのずと推察されよう。確かに、ルソー研究者で彼の平等思想について論及しない者はいない。しかし、ルソーの『平等』概念の意味・内容及びその重要性についての捉

え方は、研究者によりさまざまである。たとえば、カッシーラー、R・ポラン、スタロバンスキーらは、ルソー思想における『平等』問題の地位を著しく過小評価している。カッシーラーは、ルソーの国家は、各人に等量の財を保証するものではなく、もっぱら権利と義務の均衡を保証するにすぎないと述べ、R・ポランは、ルソーが社会契約によって目指す平等は、契約時点における「瞬間の完全な平等」にすぎず、ルソーの社会契約は、「平等の維持もその保証も目的とするものではない」と述べている。⁽⁴⁾ また、スタロバンスキーは、『新エロイズ』の分析から、「ルソーにとって、(人びとのうちに)『平等であるという感情』さえ行き渡れば、制度は平等

主義的なものでなくてもかまわない」と述べている。⁽⁵⁾これに対して、R・ドラテは、ルソーの「平等」概念の重要性を強調し、ルソーにおける基本的中心命題を「諸悪の第一原因は不平等である」とし、「ルソーが格闘した難問は、所有権を侵害せずに、また少なくともそれを廃止することなく、社会状態における不平等を制限することにあつた」と述べている。⁽⁶⁾

ルソーの平等思想について、このように相反する解釈が生じる主要な原因は、ルソー政治理論のキー概念ともいえる「一般意志」の意味内容の曖昧さや不明確性がさまざまな解釈を許容してしまうところにあるように思われる。したがって、ルソーの平等思想を検討しようとするとき、ルソー政治理論の中心的著作であり、そして、そこにおいて「一般意志」論が展開されている『社会契約論』のなかで、どのように平等の論理が展開されているのかを正確に把握する必要がある。従来のルソー研究においては、いま述べたような「一般意志」と「平等」概念との関連が十分に分析されてきたとはいえない。そこで、本稿では、ルソーの「一般意志」に内包されている平等の論理を説明することによって、ルソーの平等思

想を再検討することを課題とする。

ところで、『社会契約論』はルソーの他の著作、『不平等起源論』『エミール』『政治経済論』そして『コルシカ憲法草稿』と密接な関連をもっている。つまり、『不平等起源論』はルソー政治理論の基本的課題を明示した著作であり、それに続く『社会契約論』と『エミール』はその課題に理論的に答えようとした著作である。そして、『政治経済論』と『コルシカ憲法草稿』はその課題に対して現実社会における具体策の提案によって答えようとした著作といえる。そこで本稿では、まず、『不平等起源論』を分析することによって、『社会契約論』の基本的課題がいかなるものであったかを明らかにする。次に、『社会契約論』を『不平等起源論』『エミール』と関連させて分析することによって、「一般意志」論の内容とその特質を検討する。そして、最後に、『政治経済論』『コルシカ憲法草稿』を手がかりに、ルソーの「一般意志」論がどのような平等社会を展望するものであったかを分析し、それによって、ルソーの平等思想の意義とその限界について考察する。

(1) J. J. Rousseau, *Les Confessions, Œuvres complètes*

de Jean-Jacques Rousseau, éd. B. Cagnebin, M. Raymond (以下「O. C.」と略記する), I, Paris, Gallimard, Bibliothèque de la Pléiade, 1959 (II III, 1964, IV, 1969), pp. 164, 327. (『ルソー全集』(以下『全集』)と略記する) 第一巻「白水社」一九七九年(第二巻～別巻「一九八一～四年」)「一八四」三五五～三六〇

(2) ルソーの平等思想に関する外国文献には、次のようなものがあるが、まず、すれもルソーの平等思想について十分に議論してゐるものは、なほ、日本にきつては、ルソーの「一般寛政」と「平等」概念の関連性に関する研究はほとんどない。

- ① R. Polin, "Les sens de l'égalité et l'inégalité chez Rousseau", *Etudes sur Le Contrat social de Jean-Jacques Rousseau*, Société Belles Lettres, Paris, 1964. (後述) R. Polin, *La politique de la solitude, essai sur la philosophie politique de Jean-Jacques Rousseau*, Paris, Sirey, 1971. (所収された)
- ② E. Griffin-Collart, "L'égalité Condition de l'harmonie social pour Rousseau", *Revue internationale de philosophie*, Bruxelles, 1971.
- ③ R. Nisbet, "Rousseau and equality", *Encounter*, Sept., 1974.
- ④ J. N. Shklar, "Rousseau and equality", *Daedalus*, Summer, 1978.

⑤ G. Namer, *Le système social de Rousseau, De l'inégalité économique à l'inégalité politique*, Editions anthropo, Paris, 1979

⑥ R. Derathé, "La place et l'importance de la notion d'égalité dans la doctrine politique de Rousseau", in R. A. Leigh (ed.), *Rousseau after two hundred years: proceedings of the Cambridge Bicentennial Colloquium*, Cambridge U. P., Cambridge, 1982.

⑦ M. Cranston, "Rousseau on Equality", in E. F. Paul, F. D. Miller, J. J. Paul (ed.), *Liberty and Equality*, Blackwell, Oxford, 1985.

(3) E. Cassirer, *The Question of Jean-Jacques Rousseau*, Translated by P. Gay, Columbia U. P., New York, 1954, pp. 59～60. (生松敬三訳『ジャン・ジャクソン』問題) ますお書房「一九七四年」二八～三〇

(4) R. Plin, *La politique de la solitude*, p. 107. (水波明・田中節夫・西島法友訳『孤独の政治学 ルソーの政治哲学 総論』九州大学出版会「一九八一年」一〇五～一〇六)

(5) J. Starobinski, *Jean-Jacques Rousseau, La transparenence et l'obstacles*, Paris, Gallimard, 1971, p. 123. (松本勳訳『J・J・ルソー 透明と障害』思索社「一九七三年」一八九～九〇)

(9) R. Derathé, *op. cit.*, p. 60.

二 ルソー政治理論の課題

——『不平等起源論』を手がかりに——

『不平等起源論』は、「(課題一)人間の不平等の起源はいかなるものであり、また、(課題二)それは自然法によって認められるか」というディジョン・アカデミーの二つの課題に答えたものである。課題一に対して、ルソーは、人類の不平等化の過程を歴史的に描き出すという手法によって検討した。しかし、課題二に対しては、従来の自然法解釈が人によって多様でありかつ曖昧であることを理由に、その課題に直接答えることを避け、それにかえて、人類がいかに不平等を正当化してきたかを示し、それらの不当性を明らかにする方法をとった。そこで、まずはじめに、ルソーによる人類の不平等化過程に関する歴史的考察を検討する。ルソーは、「人間の本性」、「生活技術の発展」、「政治・社会制度」の三つの側面から人類の不平等化の原因を説明している。

[A] 不平等化の諸原因について

(a) 人間の本性

人びとは、自然状態においては、単純で一様な生活様

式のもとにあり孤立し自足している。そのような自然状態においては、自然的な不平等(人びとと人間の身体的・精神的諸能力における不平等)は、人びとの実生活に影響を与えないから、不平等はほとんど存在しない、とルソーは述べる。⁽¹⁾ 自然的な不平等が問題となるのは、人間が社会的関係を結ぶようになってからである。ルソーは、人間は社会の発生とともに相互に區別することを始め、他者に対して優越を求める情念は社会の発展にもなつてしだいに増大する、という。⁽²⁾ このように、ルソーにおいては、他者への優越を求める情念によって生じる不平等の増大は、社会的関係の発展にもとづくものとして捉えられていた。

(b) 生活技術の発展

では、そのような不平等を生み出す社会的関係とはどのようなものであろうか。それについて、ルソーは、農業・冶金などの生活技術の発展が、人びとの間に不平等を飛躍的に拡大させると述べる。⁽³⁾ ルソーは、こうした生活技術の進歩によつてもたらされる不平等は、人びとがたまたま置かれた環境によつて生じるものであるから、人間の強弱、貧富は、運・不運によつて生じる偶然的なものである、という。⁽⁴⁾

(c) 政治・社会制度

では、ルソーは、人びとの間の不平等を促進し、固定化する本質的要因をどのように捉えていたか。この点について、ルソーは、政治制度や社会制度が成立すると偶然的な不平等は固定化され、本格的な不平等状態が現出する、と述べている。⁽⁵⁾ すなわち、政治社会においては、財力による支配隷従関係が正当化され、財力を持つ者にとって都合の良い法制度が成立する、とルソーはいう。⁽⁶⁾

つまり、ルソーは、政治社会においては、政治的不平等が必ず社会的不平等をもたらし、また、社会的不平等、特に財の不平等が政治的不平等を必然的なものとするという悪循環が存在すると考えるのである。⁽⁷⁾ 当時のフランス絶対王制下においては、貴族や僧侶は封建的特権を享受する一方、富裕化したブルジョアジーは土地を購入し、売官制度によって土地貴族に上昇することができた。このように、フランス絶対王制は資本主義的要素を封建的制度的枠組の中に取り込むことによって成立していたといえる。このような体制下、農民が封建制と資本主義という二重の鎖の下で苦しめられている状況を眼前にして、ルソーは不平等化の悪循環を政治社会の本質的問題とし

て捉えざるをえなかったのである。

以上に述べたことから明らかのように、ルソーは人類の不平等化要因のうち政治制度や社会制度の果たす役割をとくに重視している。「人間は自由な者として生まれしたが、いたるところで鉄鎖につながれている」というルソーの有名な言葉において、鉄鎖の一つにはこうした政治制度や社会制度を指している。ルソーが重要視したもう一つの鉄鎖は人びとの意識を縛りつけているイデオロギーであった。このため、ルソーは絶対王制を支える不平等の正当化イデオロギーに攻撃を加え、人びとの意識を変革し、こうした鉄鎖から解放することによって、政治・社会体制の変革を目指したのである。そこで次に、ルソーの不平等正当化イデオロギーに対する三つの批判について考察する。⁽⁸⁾

[B] 不平等正当化のイデオロギーについて

(a) 社会的不平等を自然的不平等によって正当化する考え方

ルソーは、前述したように社会状態における不平等は、身体的能力や知的能力などの自然的不平等によって生じるよりも、さまざまな運・不運によって生じる偶然的な

ものと考えていたから、自然的不平等によって社会的不平等を正当化する考え方はとうてい認めることができなかつた。⁽¹⁰⁾ 彼によれば、人間の不平等は、社会状態における環境や生活様式の格差によって拡大していくのだから、下層の恵まれない人びとにとつて、不平等は生まれながらのものだとする正当化論はきわめて理不尽なものといえる。後年、このような不平等の正当化論はフィジオクラートの一派によってデスポテイスム・レガル(合法的専制)の正当化論としてそのまま利用されることになる。⁽¹¹⁾ ルソーは、この時点で既にそうした正当化論に痛打を加えていたことになる。

(b) 先占権による所有の正当化

この正当化は、有名な「おれのものだと言つて囲い込む」行為を正当化する論理であるが、ルソーは、こうした行動は分配する土地が欠乏すれば戦争状態を必然的なものにする⁽¹²⁾と批判している。ルソーは、自然状態においては、すべての人がすべての自然物に対して自然権を有するから、所有権の設定には少なくとも一度は全員一致の同意が必要であると主張する。⁽¹³⁾ したがつて、ルソーは、のちに、『社会契約論』において、土地の先占権は各人の

の労働によってのみ認められること、また、生存するのに必要なだけの広さに限られるべきであることという厳しい成立要件を課したのである。⁽¹⁴⁾

(c) 富者と貧者の契約による不平等の正当化

富者と貧者の契約(ロック、プーフエンドルフらの)は、土地所有をめぐる社会的混乱を回避するため、その両者の間に結ばれるものであり、所有権の保証、弱者の抑圧からの保護、法の支配による正義と平和の維持をその目的としている。しかし、この契約が実現するのは富者と貧者という二つの階級を前提にした秩序の維持であるため、法律自体が社会的不平等を固定化する役割を果たしてしまう、とルソーは批判する。⁽¹⁵⁾

ルソーによれば、以上に述べた論理によつて不平等を正当化する政治社会は、やがて、人類の不平等化が極まる専制主義に行きつかざるをえない。ルソーは、そうした専制主義は恣意的力による強制にもとづくものであり、何らの正当性をもはや持たない、⁽¹⁶⁾ という。したがつて、ルソーにとつて真に対決すべきイデオロギーは、とりわけ、不平等を巧妙に正当化しようとする「富者と貧者の契約による不平等正当化論」であつたといえる。つまり、

ルソーの政治理論の課題は、そうした古い契約の論理を乗り越え、平等社会を目指す新しい「社会契約」の論理を提出することにあった。その新しい「社会契約」の論理は、第一に、新たな「分配的正義」⁽¹⁷⁾を明示するものでなければならぬ。そして、その新しい「分配的正義」は、人間の本性に刻み込まれた他者に対する優越を求める欲望を抑制していくものでなければならぬ。第二に、政治的権威にもとづく不平等の組織化が社会的不平等をもたらし、その社会的不平等が政治的不平等を必然ならしめるといふ悪循環が政治社会の本質的問題であるといえる以上、新しい「社会契約」においては、その悪循環を断ち切る論理が明らかにされねばならない。これが、彼の名著『社会契約論』に課せられた中心的課題といえる。

- (1) J. J. Rousseau, *Sur l'origine de l'inégalité*, O. C. III, pp. 138, 193. (『全集』第四卷'二〇六'二二八〜三〇ページ)
- (2) *ibid.*, p. 169. (『前掲書』二三八ページ)
- (3) *ibid.*, p. 171. (『前掲書』二四〇ページ)
- (4) *ibid.*, p. 127 (『前掲書』一九五ページ)
- (5) (6) *ibid.*, p. 177. (『前掲書』二四六〜七ページ)

- (7) *ibid.*, pp. 187〜8 (『前掲書』二五六〜七ページ)
- (8) J. J. Rousseau, *Du contrat social*, O. C. III, p. 351. (『全集』第五卷'一〇〇ページ)
- (9) ルソーは、不平等を正当化していた神学を批判の対象から意図的にはずしている。しかし、ルソーの自然概念には、神学にもとづく人間の不平等正当化の論拠を奪う狙いがめられた。
- (10) J. J. Rousseau, *Sur l'origine de l'inégalité*, O. C. III, p. 132. (『全集』第四卷'一九八〜九ページ)
- (11) 高橋誠「マンリのメルシエ・ド・ラ・リヴィエール批判をめぐって」『法学新報』(中央大学) 第八九卷三・四号 一九八二年八月を参照された。
- (12) (13) J. J. Rousseau, *op. cit.*, pp. 176〜7. (『前掲書』二四四〜五ページ)
- (14) J. J. Rousseau, *Du contrat social*, O. C. III, pp. 365〜6. (『全集』第五卷'一二七ページ)
- (15) J. J. Rousseau, *Sur l'origine de l'inégalité*, O. C. III, p. 177. (『全集』第四卷'二四六ページ)
- (16) *ibid.*, p. 190. (『前掲書』二五八〜九ページ)
- (17) *ibid.*, p. 222. (『前掲書』二八九〜九〇ページ)

三 「一般意志」論の内容とその特質

— 『社会契約論』における平等理論の分析—

『社会契約論』において展開された「平等の論理」を解くキー概念が「一般意志」である。しかし、『社会契約論』における「一般意志」に関する説明は十分なものとはいえず不明瞭なものになっている。そこで、本節では、『社会契約論』第一篇・第二篇と『不平等起源論』とを関連させることによって、「一般意志」論の内容の把握を試みる。また、この「一般意志」論と『エミール』第四篇における「正義」概念との関連性を分析することによって、「一般意志」論の内容を分析する。そして、次に、ルソーに先行する近代自然法思想家たちの契約論（ルソーは、その本質を富者と貧者の契約であると考へる）とルソーの「社会契約」論とを比較することによって、「一般意志」論の特質を考察する。

[A] 「一般意志」論の内容 — 『不平等起源論』・『エミール』との関連において—

(a) 「社会契約」の必要性和目的

『社会契約論』第一篇第六章で、ルソーは、自然状態

において人類が生活様式を変革しなければ絶滅してしまう危機に陥ったとき、人びとは新しい「社会契約」によってそれぞれの力を合成することが必要になる、と述べ⁽¹⁾る。そして、人びとが「社会契約」を結ぶ目的を、「共同の力すべてを挙げて、各構成員の身体と財産とを、防衛し保護する結社形態を発見すること。しかも、この結社形態においては、各構成員がすべての他の構成員と結びつきながら、以前と同じように自由なままでいられること」とする⁽²⁾。そして、ルソーは、この「社会契約」の基本条項を「〔共同体の〕各構成員が自分の持つ全ての権利とともに自分自身を共同体に完全に譲渡すること」であるとし、このような結合契約によっておのずと「一般意志」が形成される、という⁽³⁾。この説明では、「社会契約」の目的が人びとの「自由」を確保することにあるとされているだけで、ルソーの解決すべき中心的課題である「平等」の問題とは一見関連していないように見える。しかし、ルソーが『社会契約論』第二篇第十一章で立法の目的は「自由」と「平等」の確保にあり、「平等」は「自由」の前提条件である、と述べていることに注目すれば、ルソーにおいては、「自由」の確保は同時に「平

等」の確保を意味しており、ルソーの「社会契約」の目的は、自由を最大限に確保することと同時に実質的平等を実現することにあつたといえる。

(b) 「一般意志」形成の前提

ところで、『社会契約論』においては、自然状態とは、いかなるものであるかが全く説明されていない。このため、人びとがいかなる理由で自然状態から社会状態に移行せざるをえないのか、つまり、「一般意志」を成立させる前提はいかなるものであるかが不明確になっている。

そこに、『社会契約論』と『不平等起源論』とを密接に関連させて分析する必要性がある。そこで、両著作を関連させて考察すれば、人類が自然状態において生活様式の変更を迫られる危機とは、専制主義が行き詰まった危機的状况であり、『不平等起源論』でいう文明化の終局にあらわれる「新たな自然状態」⁽⁵⁾であると考えることができる。そうした人類の不平等化の最終局面において、危機的状况を脱するために人びとが集合し、権利を全面的に新しい共同体へ譲渡する決断をするためには、人びとが、既に、不平等化の拡大がもたらす弊害を歴史的体験として共有していること、そして、暴力や財力によつ

て他者を支配しようとしても、それが結局は無秩序状態しかもたらさないことを共通認識としていることが必要である。それらのことは、『社会契約論』の中では、全く言及されていないが、すべての人びとによって不平等化の歴史体験が共有されていることが、実は「一般意志」を形成する前提となっており、また、そのことが「一般意志」が向かう方向性を規定しているといえる。

(c) 「一般意志」にもとづく法形成の問題 — 「相互性」、「情報」、「私益の追求」—

それでは、「一般意志」は具体的にはどのようなようにして人びとの集会において法として形成されるのであろうか。この点について、ルソーの「相互性」という概念が注目される。⁽⁶⁾ ルソーは、「われわれを社会全体に結びつけている契約が拘束力をもつのは契約が相互的 (mutuel) であるからにはかならない」、⁽⁷⁾ 「正義の原則が人民の間で受け入れられるためには、それが相互的 (reciproque) なものでなければならぬ」と述べ、新しい「社会契約」の特色を打ち出そうとしている。すなわち、ルソーにおける「相互性」は、人びとの間に同一の権利・義務が課されるべきことのみを意味するにとどまらない。なぜな

等およびそれから生ずる正義の概念は、各人がまず自身を優先させることから、すなわち人間の本性から生じる」という。⁽¹³⁾この言葉は、「相互性」が成立するときのみ、法形成における私益の追求が、同時に公益を實現させることになることを述べたもの、と解釈できる。

このとき、各人の自然権は最大限に確保され、かつ、同時に実質的平等も保証されるようになる。このことを指して、ルソーは「一般意志は常に正しい」⁽¹⁴⁾「一般意志は常に平等に向かう」⁽¹⁵⁾と表現するのである。

(d) 「一般意志」形成の要件

以上の説明から明らかのように、「一般意志」つまり全人民の総意である法は、以下に述べる条件をそなえた共同体の全成員によって構成される集会によって、はじめて形成される。それは決して神法あるいは普遍的正義という形で外から与えられるような超越的な法ではない。⁽¹⁶⁾

1 不平等化の弊害が歴史体験として人びとによって共有されていること、つまり、財力や暴力にもとづく利益の追求や徒党を組んでの利益の追求が、結局、無秩序状態しかもたらさないという共通認識が生ま

れていること。

2 人びとが、不平等の拡大によって生じた危機を乗り越えるため、すべての自然権を全面的に譲渡し、新しい共同体を作りだそうとする共通の意志を持つこと。

3 法の形成過程において、①「相互性」の維持②その成立条件としての「十分な情報」③「自己利益の追求」という三つの条件が同時に満足されること。

ところで、『社会契約論』において、ルソーは、「一般意志」を単なる私的利益の総和にすぎない「全体意志」との対比によって説明しようとする。しかし、「一般意志」と「全体意志」との差がいったどこにあるのかという問題はルソー解釈において最も難解な問題の一つになっている。以上のように、「一般意志」の成立要件を整理して考えてみれば、これらの「一般意志」を成立させる諸条件が一つでも満足されない場合をさして、ルソーはそれを「一般意志」と區別して「全体意志」と呼んだと考えることができる。これらの諸条件を一つでも欠くとき、人びとはたとえ法律を制定したとしても、それは一部の人びとに利益をもたらすだけで、他の人びとは

抑圧されることになる。ルソーは考えているのである。

(e) 「一般意志」論と『エミール』における正義論
 では次に、「一般意志」の内容をより良く理解するために、さらに『エミール』第四篇における「正義」論を取り上げ考察してみたい。なぜなら、『社会契約論』と並行して執筆された『エミール』の課題もまた、『社会契約論』と全く同様に、人類の不平等化の悪循環を断ち切ることにあったと言ってよいからである。『社会契約論』においては、社会契約による人びとの結合過程及び法の形成過程によって「一般意志」が説明されたが、『エミール』においては、一人の人間の成長過程を通じて、「平等社会」を目指す「正義」の概念が説明されている。

ルソーは、人びとが正義観念を獲得しうるための基礎的能力は、青年期における性のめざめにもなつて生じるものとし、それは他者の苦しみを自分の苦しみとして感じる想像力(imagination)のうちに見出されると述べる。他者の苦しみに対する同感能力が十分に発達した者は、社会の中で虐げられている人びとの生活に目を向け、やがてそうした人びとのために実際に行動をおこすよう

になる。そうした行動(ルソーは、それを「能動的慈愛と呼ぶ」)によって始めて、人びとは、「自然的及び社会的不平等の測定表と全社会の秩序の一覽表」を獲得することが可能となるとルソーはいう。⁽¹⁷⁾ルソーは、そうした社会の構造的抑圧に関する正確な知識を善悪判断の前提とするのである。このように『エミール』においては、正義の観念は憐れみの情(Pitié)が社会全体に向けられ、社会的不平等とその不当性を社会構造的に把握することによって獲得されるものとされる。そして、ルソーにおいては、憐れみの情が社会全体に拡大されるために、個人を社会全体に結びつける役割を果たす神の概念が不可欠なものとされるのである。ルソーは、人びとを抑圧している当時のキリスト教の神概念に代えて新しい神概念を考える。ルソーは、神は、個人の内にも存在するものであり、人びとに自由を自覚させ、「一般的存在の意識を自己の個別的存在の意識に結びつける」という。⁽¹⁸⁾つまり、ルソーの神概念は、自由で平等な関係を人びとの間に維持する役割を果たしているのである。

このように『エミール』における正義概念は、社会全体の不平等や抑圧の構造を把握することによって獲得さ

れるものとされている点に、その特色がある。こうした『エミール』における正義概念は、不平等克服のための論理としての「一般意志」論を支え、補強する役割を果たしているといえる。ルソーの「一般意志」論は、憐れみの情によって、不平等の社会的構造とその不当性を把握していく『エミール』における主体者（民衆の指導者）の存在を前提にしており、また、神概念は、「一般意志」を成立させる基本的条件である人びとにおける「相互性」を維持するために導入されているのである。

以上、「一般意志」の内容を、『社会契約論』と『不平等起源論』『エミール』とを関連させることによって分析してきたが、次に、ルソーが乗り越えようとした近代国家生成期の自然法思想家、ホッブズ、ロック、プーフェンドルフらの理論とルソーの「一般意志」論との相違を検討することによって、「一般意志」の特質を明らかにしたい。

[B] 「一般意志」論の特質 — ホッブズ、ロック、プーフェンドルフとの比較 —

ルソーと自然法思想家たちとの相違点は、次の四点に要約できる。

(a) 「相互性」の観念について

ホッブズ、ロックらの理論も、ある種の「相互性」の観念によって支えられている。しかし、彼らの「相互性」は、たとえば、人びとの間に紛争が生じたとき、紛争当事者が、いったん、自らの利益追求をやめて、相互に相手の立場にたってみることにによって、紛争を解決していく好ましい規則を取り決めていく方法を通して、人びとの間に同一の権利・義務を設定しようとするものである⁽¹⁹⁾。そして、このような考え方は、やがて、アダム・

スミスの「交換的正義」へと発展していく。これに対して、ルソーの「相互性」は、現実における富の平等の問題、つまり「分配的正義」の問題を解決するための論理であり、この点においてホッブズ、ロックらの「相互性」と異なる。確かに、ホッブズも、「各人は生まれながらに平等である」といい、自然的平等は主張している⁽²⁰⁾。

しかし、ホッブズの政治理論の中には、実質的平等を現実社会において実現していく論理はない。ホッブズの「分配的正義」は、裁判において「法の下の平等」によって正邪を決する裁判官の正義を意味している⁽²¹⁾。そのため、貧富の格差の問題は直接問題とされず、単に富者と

貧者の紛争の調停という形で問題にされるにすぎない。

これはスミスにおいても本質的に同じである。たとえば、スミスは、貧者が富者の財を盗んだ場合を取り上げ、
 「同感の理論」〔ホッブズと異なり、スミスは、一般市民の間で正邪にも
 を判定する相互の関係が形成されると考えている〕にも
 とづき、そうした行為がいかに正義に反するものである
 かを強調する。これに対して、ルソーは、富者の財を盗
 まざるをえなかった貧者が存在すること自体が社会に正
 義が存在していないことを意味すると考えるであろう。
 ここに、ルソーと他の自然法思想家との決定的な差が存
 在する。

(b) 主権者と人民の同一性について

ホッブズにおいては、一人もしくは少数の選ばれた人
 びとに、また、ロックにおいては、議会に法の制定が委
 ねられている。これに対して、ルソーにおいては、人び
 との間に「相互性」を成立させるために、全成員に立法
 活動への参加が求められる。⁽²³⁾ こうして、ルソーは、主権
 者と人民の同一性を追求することによって、直面するフ
 ランス絶対王政に対決すると同時に、イギリスにおける
 近代議会制度の不完全性をも批判することができたので
 ある。

(c) 所有権について

さらに、ルソーは、近代的所有権の導入を課題とした
 ロックやブーフエンドルフとは異なり、不平等を是正す
 るために所有権の再構成を目指している。ロックは、貨
 幣の発明と同時に人びとのうちに富の不平等が生じ、そ
 れが戦争状態の原因になると分析しながら、そうした危
 機は所有権の保証を目的とする「同意にもとづく社会契
 約」によって止揚できるとしている。⁽²⁴⁾ しかし、ルソーは、
 こうした樂觀論の立場に安住することができない。ルソ
 ーは、所有権を含むすべての権利を「一般意志」にもと
 づき再構成することによって、社会に存在する一切の不
 平等化要因を一掃しようとするのである。

(d) 慈愛概念について

ホッブズにおいては、人に慈愛つまり恩恵を与える側
 は、たとえその恩恵が無償であると考えられても、恩
 恵を受ける側はそれに報いていかなければならないとさ
 れるから、自己保存の原理〔自己利益の追求〕⁽²⁵⁾ が、彼の
 社会理論全体の基礎にすえられているといえる。これに
 対して、自己利益の追求によって社会矛盾が生じること
 を見て取っていたブーフエンドルフは、基本的自然法の

うちに、所有権の保護、侵害の禁止、契約の遵守の規定と並んで、「他人の権利を自発的に助長すること」という慈愛に関する規定を含めた。⁽²⁶⁾ ルソーも、同様に、憐れみの情(一種の慈愛概念)と自己保存の原理を調和させることによって社会の正義を求めようとした。⁽²⁷⁾ しかし、ルソーは、先行自然法思想家たちの富者が貧者に与える恩恵という慈愛概念は、貧者の富者への従属につながり、結局は社会的抑圧を招くと考え、憐れみの情にもとづく、「一般意志」の形成を提起したのである。このように従来の慈愛概念を変革しようとするルソーは、『エミール』の中で、ロッキの教育論における「気前の良い人はいつも一番(財を)多く持つようになり、そのうえ、尊敬、賞賛まで得られる。」という慈愛の勧めの一節に対して、それは、富者が貧者に「鶏の卵を一つ与えておいて、一頭の牛を取り上げるに等しい」と激しく批判するのである。

このようにルソーは、近代自然法にもとづく近代社会の形成によって社会的矛盾が解決できるとしたホブズ、ロック、ブーフエンドルフらの楽観論にとどまることなく、不平等の問題を社会の基本的問題と捉え、近代社会

に固有な社会的矛盾をある程度認識することによって、新しい社会理論を展開することができたのである。そこで次に、ルソーの「一般意志」論がいかなる平等社会を展望するものであったかを見てみよう。

- (1) J. J. Rousseau, *Du contrat social*, O. C. III, p. 360. (『全集』第五卷、一二〇ページ)
- (2) (3) *ibid.*, pp. 360~1. (『前掲書』二二二ページ)
- (4) *ibid.*, p. 391. (『前掲書』一五八ページ)
- (5) J. J. Rousseau, *Sur l'origine de l'inégalité*, O. C. III, p. 191. (『全集』第四卷、二六〇ページ)
- (6) ルソーの「相互性」概念に関する別な視点からの指摘は、以下の文献に見られる。福田敏一『近代政治原理成立史序説』岩波書店、一九七一年、二〇八〜九、二二一ページ。田中吉六『マルクスからルソーへ』農山漁村文化協会、一九八〇年、二〇五〜一三三ページ。R. Plin, *op. cit.*, pp. 114~5. (『前掲書』一三三ページ)
- (7) J. J. Rousseau, *Du contrat social*, O. C. III, p. 373. (『全集』第五卷、一三七ページ)
- (8) *ibid.*, p. 378. (『前掲書』一四三ページ)
- (9) J. J. Rousseau, *Sur l'économie politique*, O. C. III, p. 256. (『全集』第五卷、七九ページ)
- (10) J. J. Rousseau, *Du contrat social*, O. C. III, p. 362. (『全集』第五卷、一二二ページ)

- (11) *ibid.*, p. 371. (『前掲書』一三五～一三六頁)
- (12) J. J. Rousseau, *Sur l'origine de l'inégalité*, O. C. III, p. 112. (『全集』第四卷'一八〇～一八一頁)
- (13) J. J. Rousseau, *Du contrat social*, O. C. III, p. 373. (『全集』第五卷'一三〇～一三一頁)
- (14) *ibid.*, p. 371. (『前掲書』一三四～一三五頁)
- (15) *ibid.*, p. 368. (『前掲書』一三二～一三三頁)
- (16) *ibid.*, p. 378. (『前掲書』一四三～一四四頁)
- (17) J. J. Rousseau, *Emile*, O. C. IV, p. 524. (『全集』第六卷'三三三～三三六頁)
- (18) *ibid.*, p. 582. (『全集』第七卷'三三〇～三三一頁)
- (19) この点については、田中正司『市民社会理論の原型』御茶の水書房'一九七九年'九'三三三～三三六頁を参照された。
- (20) T. Hobbes, *Leviathan*, ed. C. B. Macpherson, Penguin Books, Harmondsworth, 1968, pp. 211～2. (水田洋・田中浩訳『リヴァイアサン』河出書房新社'一九七七年'一〇四～一〇五頁)
- (21) A. Smith, *The Theory of Moral Sentiments*, ed. D. D. Raphael, A. L. Macfie, Liberty Classics, Indianapolis, 1982, p. 138. (水田洋訳『道徳感情論』筑摩書房'一九七三年'二〇三～二〇四頁)
- (22) スピノザも、主権者と人民の同一性を追求していた。主権論に関するルソーとスピノザとの継承関係については、
- (23) 柴田寿子「人民主権論の思想的系譜——ハッブスとルソーを結ぶスピノザ政治思想の位置——」『思想』岩波書店'一九八八年七月号を参照された。
- (24) J. Lock, *Two treatises of Government*, ed. P. Laslett, Cambridge U. P., Cambridge, second edition, 1967, (The second treatise, chp. 8). (宮川透訳『統治論』世界の名著27『ロック・エッセー』中央公論社'一九六六年'第八章)
- (25) T. Hobbes, *op. cit.*, p. 209. (キョウト『前掲書』一〇三～一〇四頁)
- (26) S. Pufendorf, *De jure Naturae et Gentium Libri octo*, Translated by C. D. Oldfather, W. A. Oldfather, Oceana publication Inc, Wildy & Sons LTD, New York, London, Publication of the Carnegie Endowment for International Peace, reprinted 1964, p. 172.
- (27) J. J. Rousseau, *Sur l'origine de l'inégalité*, O. C. III, p. 126. (『全集』第四卷'一九四～一九五頁)
- (28) J. Locke, "Some thoughts concerning education", *The educational writings of John Locke*, A critical edition with introduction and notes by J. J. Axtell, Cambridge U. P., Cambridge 1968, p. 213. (服部知文訳『教育に関する考察』岩波書店'一九六九年'一六三～一六四頁)
- (29) J. J. Rousseau, *Emile*, O. C. IV, p. 338. (『全集』第六卷'三八～三九頁)

四 ルソーによる平等社会の構想

ルソーは、『社会契約論』第一篇の終りで、「この基本契約は自然的平等を破壊するのではなく、むしろ反対に、自然が人間のあいだにおく身体的不平等に代えて、法にもとづく社会的平等 (une égalité morale et légale) を打ち建てる。人間は体力や天分において不平等でありうるが、契約によって、また権利によって平等になる。」と述べている。⁽¹⁾では、「一般意志」の論理によって実現される平等、つまりルソーのいう「法にもとづく社会的平等」とはいかなるものであろうか。

[A] 権力と富の分配

ルソーは、平等の問題を権力と富の二つの対象に分けて考察する。ルソーは、「権力を手中にしているときには、全世界を震えあがらせるのになんらの技巧を必要としないし、人心を獲得することにもたいした技術はいらない」という権力観をもっている。⁽²⁾そのため、彼は、法の具体的適用である統治の行為には、特に公正さが必要であると述べている。そこで、ルソーは、人民全体がすぐれた人物として評価する少数の人びとを選挙で選出し、それ

らの人びとに統治を委ねる少数者による統治⁽¹⁾（しかし、立法はされるのだから）を最良の政治形態であるとする。⁽³⁾その代表者が「全人民」によって徳性をもつと評価されている場合に限ってその代表者に権力が委ねられる。ルソーは、こうして、政治権力に対する人民のチェック体制を確立すると同時に、人びとが権力を獲得しようとするれば、公的利益を追求せざるをえないようにするのである。

また、富に関しては、ルソーは、「一般意志」の論理にしたがって、人びとは望む限りの平等化を指向していると捉え、富の不平等の限度は少なくとも、富の力によって他者を支配したり従属させたりしない程度にとどめるべきであるとしている。⁽⁴⁾したがって、ルソーの「法にもとづく社会的平等」においては、「富の平等化」がその中心の問題となる。では、ルソーは、現実社会における不平等化の原因をどのように分析しているのであろうか。

[B] ルソーによる富の不平等化の原因分析

ルソーは、「事物〔政治社会の諸制度〕の力 (La force des choses) は常に平等を破壊する傾向があるから、立法の力は常に平等を維持する方向に向かわなければなら

ない」という。既に述べたように、ルソーは、富の不平等化を促進する原因を政治社会の諸制度のうちに見い出している。こうした分析はルソーの諸著作のいたるところに見られる。ここでは、「公経済」、すなわち統治や財政を手段として不平等化を抑制しようとした『政治経済論』によって、ルソーの不平等化の原因についての分析を整理してみることにする。ルソーが「事物の力」と考えるものは以下のようなことがらである。

- 1 税の徴収によって生じる民衆の貧困化⁽⁶⁾
- 2 政治的権威(公共の権威)による富者の優遇⁽⁷⁾
- 3 富の蓄積能力による貧富の格差の拡大(すなわち、「百万ピストルを持つ者が次の百万ピストルを獲得するよりも、無産者が一ピストルを獲得する方が難しい」ということ)⁽⁸⁾

- 4 商工業に対する農業の相対的窮乏化⁽⁹⁾
 - 5 それによって生じる都市と農村の不均等発展⁽¹⁰⁾
 - 6 農産物の価格が低く抑えられていること⁽¹¹⁾
 - 7、インフレーションによる農民の窮乏化⁽¹²⁾
- このように、ルソーの不平等化に関する社会的要因の分析は体系的にそ欠いてはいるが、その指摘は当時の政

治的・社会的諸矛盾を十分に描き出していると思われる。これらの「事物の力」は人間が作り上げた制度・習慣から生じたものであるから、これらの制度・習慣を作りかえることによって不平等化を阻止することは可能である。「一般意志」にもとづいて作られる新しい法はそうした不平等化を阻止する社会制度を建設するものでなければならぬというのが、ルソーの「法にもとづく社会的平等(富の平等)」という考え方であった。

〔C〕ルソーによる富の平等化のための原則

富の平等化の原則については、これもまた、『政治経済論』からうかがい知ることができる。そこで、それらを整理すれば、次の通りである。

- 1 富をその所有者から取り上げるのではなく、富を蓄積するあらゆる手段を取り除くこと⁽¹³⁾。
- 2 救貧院を建てるのではなく、人びとが貧困化しないように保障すること⁽¹⁴⁾。
- 3 富を獲得するためには、労働が常に必要であるようにすること、そして、労働すれば必ず富を獲得できるようにすること⁽¹⁵⁾。

以上の提言からも分かるように、貧民保護や急激な再

分配政策よりも、不平等化をもたらず制度そのものを改善すべきであるというのがルソーの基本的な考え方であった。ルソーにおいては、人びとの自発的な労働に最も価値がおかれ、それにもとづき、財産、生命、自由が保証されるような制度の確立が求められたのである。

〔D〕 富の平等化を実現する具体策

それでは、ルソーは富の平等化を実現するために、どのような具体策を考えていたのだろうか。この点については、ルソーは『政治経済論』『コルシカ憲法草稿』、そして、『社会契約論』第三篇第十三章でいくつかの具体策を提案している。

『政治経済論』では、まず、相続財産の制限が提案される。ルソーは、「政府が、従うべき法律の精神は、家族の財産が、父から子へ近親者から近親者へとできるだけ少なく譲渡されるようにすることにある」という。⁽¹⁶⁾ こうした相続財産の制限は、富の蓄積による不平等の拡大に対する有効な抑制策となる。その政策は、世襲貴族制の基盤をつきくずし、一方でまた、数世代にわたる富の蓄積によって大土地所有者として上昇しつつあったブルジョアジーの存在基盤をも奪うものであった。次に、ル

ソーは租税の問題を取り上げ、累進税による平等化、農民に対する直接税の削減、そして奢侈税の創設を提案する。⁽¹⁷⁾ また、ルソーは、公有地制を主張している。⁽¹⁸⁾ それは人びとの労働提供によって国費を調達しようとするものであるが、ルソーにおいては、市民としての徳性を維持することが重視されているために、労働提供という形での人びとの国政への参加が求められるのである。さらに、ルソーは、公共倉庫の設立を提案している。⁽¹⁹⁾ この倉庫は、飢饉にそなえるという目的をもつばかりでなく、穀物の生産と需要の変動を調整することによって穀物価格を安定化させることを意図したものである。

『社会契約論』においては、首都の定期的移動が提案されている。⁽²⁰⁾ ルソーは、首都が政治経済の中心として発展し、農村を収奪することを回避しようとしたのである。

『コルシカ憲法草稿』では、商工業・貨幣に対する批判がいつそうその厳しさを増している。貨幣の廃止と商品交換の現物化、商品交換の政府による管理⁽²¹⁾、さらには、奢侈的財の使用を制限する奢侈制限法⁽²²⁾、土地均分法⁽²³⁾が検討されている。

〔E〕 ルソーの目指した平等社会

以上の諸政策から、ルソーが目指していたことは、当時のフランスにおいて人口の大半を占める自らの土地を十分にあるいは全く持たない貧しい農民たちに土地の所有を保障することによって、経済的に自立した広範な階層を創出することであったと考えられる。ルソーは、貧しい農民の立場から、封建的諸制度を批判すると同時に、当時芽ばえつつあった資本主義の矛盾をも指摘していたのである。しかし、ルソーが、めざした「一般意志」にもとづく平等社会が成立しうるためには、だれしも容易に法のもたらす現実的効果や相互の立場をよく知り合うことが前提となる。そのため、ルソーが理想とする社会は、必然的に『コルシカ憲法草稿』に述べられているような人びとに小さな土地所有しか許さない小規模農業国家になってしまふと考えられる。このことは、ルソーの平等理論の限界性を示している。

- (1) J. J. Rousseau, *Du contrat social*, O. C. III, p. 367. (『全集』第五巻、一二九ページ)
- (2) J. J. Rousseau, *Sur l'économie politique*, O. C. III, p. 250. (『全集』第五巻、七二ページ)
- (3) J. J. Rousseau, *Du contrat social*, O. C. III, Livre III, chp. 5. (『全集』第五巻、一七五～八ページ)

- (4) (5) *ibid.*, pp. 391～2. (『前掲書』一五九ページ)
- (6) J. J. Rousseau, *Sur l'économie politique*, O. C. III, pp. 266, 274. (『全集』第五巻、九〇、九九ページ)
- (7) (8) *ibid.*, pp. 271～2. (『前掲書』九六～七ページ)
- (9) (10) (21) *ibid.*, p. 275. (『前掲書』九九ページ)
- (11) J. J. Rousseau, *Emile*, O. C. IV, pp. 456～7. (『全集』第六巻、二四六～七ページ)
- (13) (14) J. J. Rousseau, *Sur l'économie politique*, O. C. III, p. 258. (『全集』第五巻、八二ページ)
- (15) (16) *ibid.*, pp. 262～3. (『前掲書』八六～七ページ)
- (17) *ibid.*, pp. 273～6. (『前掲書』九五～一〇一ページ)
- (18) *ibid.*, p. 265. (『前掲書』八九ページ)
- (19) *ibid.*, p. 267. (『前掲書』九一ページ)
- (20) J. J. Rousseau, *Du contrat social*, O. C. III, p. 427. (『全集』第五巻、二〇〇～一ページ)
- (21) J. J. Rousseau, *Projet de constitution pour la Corse*, O. C. III, pp. 922～3. (『全集』第五巻、三一四～五ページ)
- (22) (23) *ibid.*, p. 936. (『前掲書』三三一～二ページ)
- (24) ルソーは、「法の力が発揮されるのは、中産階級に対してだけである。法は金持ちの財宝に対しても貧乏人の窮民に対しても同様に無力である」とする。(J. J. Rousseau, *Sur l'économie politique*, O. C. III, p. 258. (『全集』第五巻、八二ページ))

(25) ルソーは、人びとの経済活動への専心が、政治共同体のきずなを緩ませるものと考え、人びとの経済活動に一定の限度を課そうとしたのである。

五 結語

ルソーの「一般意志」論は、それが現実社会に適用されるるとき、古典古代の都市国家をモデルとせざるをえない限界性をもっていた。しかし、ルソーの「一般意志」論は、十七・八世紀にホッブズ、ロックらによって構築された近代国家論の自由主義的性格を継承しつつ、それを「富の平等」を確保する民主主義的政治理論に発展させた点に思想的意義を持つものであった。⁽¹⁾

確かに、ルソーの周辺にも「不平等」の問題と格闘した多くの思想家がいた。たとえば、エルヴェシウス、モレリ、マブリラにおいても、「平等」の必要性が強調されていた。しかし、ルソーは、「実現されるべき平等とはいかなるものか」「平等を実現させる法とは何か」、また、「その法を形成する政治社会はいかなるものでなければならぬか」といった問いを発することによって、

政治社会の中で自由と平等を同時に実現しうるための諸条件を明らかにすることができたのである。

また、ルソーが、「平等」の問題を重視し、政治社会における抑圧のメカニズムを分析したことは(ルソー自身は十分にそれに成功しているわけではないが)、続く十九世紀において資本主義の矛盾が明らかとなり「平等」の問題が政治理論の中心課題とされることを先取りするものであったのである。

(1) この点については、田中浩「ホッブズとルソー」『ホッブズ研究序説』御茶の水書房、一九八二年も参照された。

(2) ルソーとエルヴェシウスの平等思想における継承関係については、森村敏己「『富と徳』あるいは『富と平等』—エルヴェシウスの平等思想—」『一橋論叢』(一橋大学)第一〇〇巻一号、一九八八年七月を参照されたい。

* なお、本論文作成にあたり、福田敏一、樋口謹一、河野健二、小笠原弘親、白石正樹、吉岡知哉諸先生方のルソー研究から、多くのご教示を受けた。